

福岡県公報

平成十九年二月七日
第二千六百三十九号
増刊 ①

目次

規則（第六号）

○水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則 （漁政課）……………

規則

水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則を制定し、これを公布する。

平成十九年二月七日

福岡県知事 麻生渡

福岡県規則第六号

水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

水産業協同組合法施行細則（平成十年福岡県規則第五十一号）の一部を次のよう改正する。

第三条第一項中「第十一條の三第一項」を「第十一條の四第一項」に改め、同条第二項及び第三項中「第十一條の三第二項」を「第十一條の四第三項」に改める。

第四条中「第十一條第九項」を「第十一條第八項」に、「第十一條の四」を「第十一條の五」に改める。

第五条中「第十一條の六第一項ただし書（第八十七条の三第一項及び第九十六条第一項）」を「第十一條の八第一項ただし書（第九十二条第一項、第九十六条规定第一項）」に改める。

第六条第一項中「第十五条の二第一項」を「第十五条の二第一項」に、「第一条の三第一項名印」を「第五条第一項名印」に改め、同条第一項中「第十五条の二第一項」を「第十五条の二第一項」に、「第一条の三第一項名印」を「第五条第一項名印」に改め、同条第一項中「第十五条の二第一項」を「第十五条の三第一項」に改め、同条第三項中「同条第三項」を「同条第一項」に改め、同条第三項中「省令第一条の四第三項」を「水

産業協同組合法施行令（平成五年政令第三百一十八号）第二十条第三項に改める。
第七条第一項中「第十五条の三第一項」を「第十五条の二第一項」に改め、同条第一項及び第三項中「第十五条の三第一項」を「第十五条の二第一項」に改める。

第八条中「第三十五条の二第一項ただし書」を「第三十四条の五第一項ただし書」に改める。

第九条第五項第四号中「第十五条の二第一項」を「第十一條の二第一項」に改める。

第十条第五号及び第六号中「第五十四条の二第一項」を「第五十四条の二第六項」に改める。

第十七条第一項中「第四十七条の四」を「第四十七条の四第一項」に改める。

第二十五条第四号中「第十一條第一項第十一号若しくは第八十七条第一項第十一号」の二第四項」を「第五十四条の二第七項」に改め、同条第四号及び第五号中「第五十四条の二第三項」を「第五十四条的四第三項」に改める。

第十七條第一項中「第十一條第一項第十一号若しくは第八十七条第一項第十一号」を「第十一條第一項第十四号若しくは第八十七条第一項第十四号」に改める。

様式第一号中「第11条の3第一項（第3項）」や「第11条の4第一項（第3項）」に改める。

様式第一号中「第11条の4」を「第11条の5」に改める。

様式第三号中「第87条の3第二項、第96条第一項」や「第92条第一項、第96条第一項、第100条第一項」に改め、「第11条の6第一項ただし書」や「第11条の8第一項ただし書」に改める。

様式第四号中「第15条の2第一項」や「第11条の2第一項」に改める。

様式第五号中「水産業協同組合法施行規則第1条の4第三項」や「水産業協同組合法施行令第3条第3項」に改める。

改める。

様式第七号、様式第八号及び様式第九号中「第35条の2第一項ただし書」や「第34条の5第一項ただし書」に改める。

様式第十一号中「第54条の3第四項」や「第54条の4第四項」又、「第54条の2第二項」を「第54条の2第二項」に改める。

定期発行日 毎週月水金曜日

様式第十回印「第18条第3項第3号」又「第18条第5項第3号」又「水産加工業者」又「水産加工業者等」に改め。^レ

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発行 福岡市(総務部行政経営企画課)

販印 壳刷 九州福岡市博多区東比恵二丁目九番一社号

定価 一箇月 1350円 (税込・郵便料金)